

保護者 様

東京学芸大学附属大泉小学校

### 日本スポーツ振興センターの災害給付書類提出のお願い

今回、学校管理下において負傷されましたケガについて、独立行政法人スポーツ振興センターへ災害給付の申請をするための用紙を本日お渡しいたします。センターの災害給付は、学校の管理下で発生した事故などによる負傷、疾病の治療費、これらの負傷または疾病で治った後に障害が残ったときの障害見舞金等が保護者の皆様へ支払われる制度です。その申請は学校が行いますが、請求に必要な証明書類（センター所定の用紙に医師などの証明をいただくもの）等については、保護者の方に用意をしていただくことになります。

以下の通り、給付・請求についてお知らせしますのでご確認ください。

#### 請求に必要な書類



- ( ) 「医療等の状況」・・・治療を受けた医療機関などで証明していただく用紙です。保護者の記入はありません。（接骨院・整骨院など柔道整復師による治療は用紙が異なります）
- ( ) 「調剤報酬明細書」・・・医師の処方に基づき、薬を処方された保険調剤薬局で証明していただくものです。
- ( ) 債主データ登録票・・・給付金のお振り込みをするために必要です。保護者をご記入ください。基本データの名称はお子様のお名前、銀行データは保護者名義の口座をご記入ください。

\* 病院などへ書類を持参して、その場ですぐ書いていただけない場合もありますので、記入をうける時は、医療機関等の都合を確かめてから証明をお願いしてください。

#### 請求・給付について

\* 学校管理下でのケガや疾病で受診した場合、原則として保険診療（保険証を使用して3割負担）をお願いしています。（就学児医療証を使用した場合でも1割の給付が受けられます。）

○治療費は医療機関の窓口で支払額の合計が 1500円（診療点数500点）以上で給付の対象となり、審査の結果認められると総医療費の4割（保険証使用で3割負担+1割）が支払われます。

○治療費は一時、保護者の方の自己負担になりますが、申請後およそ2か月～3か月後に給付されます。

○月ごとの申請となりますので用紙はひと月に1度医療機関で記入していただきご提出ください。翌月に治療が継続する場合は新しい用紙をお渡しします。請求は1か月毎にできますが、数か月まとめて請求しても結構です。

○災害給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間申請を行わないとなくなります。また同一の災害による負傷や疾病についての医療費の支給は初診から最長10年間行われます。

ご不明な点は保健室までお問い合わせください。